

尼崎市監査公表第1号

令和3年度及び過年度の包括外部監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第252条の37第5項の規定により提出された包括外部監査の結果報告に対し、市長及び教育長より別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により公表します。

令和5年1月30日

尼崎市監査委員 村上卓史

同 藤川千代

同 眞田泰秀

同 林久博

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（福祉課）
2 監査結果報告日	令和4年2月24日
3 措置通知日	令和5年1月6日
4 監査結果の内容	<p>尼崎市は、<u>尼崎市地域高齢者福祉活動推進事業補助金の対象団体を市社協組織内の団体（支部社協、社会福祉連絡協議会〔連協〕及び単位福祉協会〔単組〕）に限定せず、広く助成されたい。（結果）</u></p> <p>要綱上、本補助金は、尼崎市自治のまちづくり条例で定める市民活動団体等が行う定める対象事業に対して市社協が助成することとなっている。同条例で定める市民活動団体は、同条例及び逐条解説が定めるとおり、市社協組織内の団体（支部社協、連協、単組）には限られていない。</p> <p>対象団体を市社協組織内の団体に事実上限定していることは要綱及び尼崎市自治のまちづくり条例に整合しないため、この点を改め、広く市民活動団体等に周知し、対して助成するよう市社協と調整されたい。</p>
5 措置内容要旨	<p>広く市民活動団体を交付対象となる募集を行うよう、市社協と調整した。実際に令和4年6月1日から募集を開始している状況である。</p>

※ 「令和3年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 95

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	経済環境局（しごと支援課）
2 監査結果報告日	令和4年2月24日
3 措置通知日	令和5年1月6日
4 監査結果の内容	<p>尼崎市は、要綱に「消費税仕入税額控除の確定に伴う補助金の返還」に関する条項を追加すべきである。（結果）</p> <p>高年齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱に「消費税仕入税額控除の確定に伴う補助金の返還」に関する条項を追加する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>要綱第10条（消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還）を追記し、シルバー人材センターに対し、補助事業完了後に消費税の申告により補助事業に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、消費税額の確定に伴う報告書を市長に報告することを求めることとした。今後はその報告書をもって、当該消費税仕入控除額の返還を行っていく。</p>

※ 「令和3年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P149

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	消防局（企画管理課）
2 監査結果報告日	令和4年2月24日
3 措置通知日	令和5年1月6日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>尼崎市は、尼崎市消防団運営交付金の交付金収支報告の添付書類である領収書について、消防団内の支出にとどまらず、消防団から外部に支払われた際の領収書の添付を求めるべきである。</u></p> <p><u>また、A地区の全分団及びB地区の全分団の領収書が、宛名以外の領収日、領収金額、但書及び領収者が同一という異常な状態となっていることから、その理由を調査されたい。</u> <u>（結果）</u></p> <p>A地区のすべての分団において、①令和2年9月15日に令和2年度分団長等研修旅行積立金（上半期）30,000円及び②令和3年2月17日に令和2年度分団長等研修旅行積立金（下半期）30,000円が支出されていた。また、同じく同地区のすべての分団において、③令和2年9月30日に令和2年度A地区幹部負担金その他分担金（上半期分）20,000円及び令和3年2月17日に令和2年度A地区幹部負担金その他分担金（下半期分）20,000円が支出されている。</p> <p>さらに、B地区の各分団の収支内訳書に添付されている領収書の記載内容も、A地区と同様、日付、費目、内容、金額が所属の全分団においてすべて同じであったことから、各領収書がそれぞれの分団ごとの個別の支出を反映したものは到底考えにくく、尼崎市において、各領収書の作成経緯を調査する必要がある。</p> <p>また、上記領収書は、「令和2年度分団長等研修旅行積立金」及び「尼崎市消防団A地区幹部負担金等」として、当該分団から副団長が金員を預かったことの証拠となる書類ではあるが、それだけでは地方自治体の支出とは認められない。「A地区幹部負担金その他分担金」等の記載では支出内容も不明であり、当該分団が最終的に外部に支出したとみなされる時点の請求書及び領収書を添付すべきである。</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>調査の結果、両地区とも当初予定していた研修旅行がコロナ禍の影響をうけて実施できなくなったため、操法大会において使用する消防ポンプや消防団活動に必要な物品を購入する等用途を変更した。その際、同一のものを購入していたため、一括で購入し、金額を按分した経緯があり、領収金額、但書及び領収者が同一となっていたが、今後は、分団ごとに清算を行うとともに、最終支出先である業者の領収書の提出を求め精算させるとともに、今後は最終消費先への支払い証拠が分かる書類の提出により精算するよう周知徹底を図った。</p>	

※ 「令和3年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P160

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	消防局（企画管理課）
2 監査結果報告日	令和4年2月24日
3 措置通知日	令和5年1月6日
4 監査結果の内容	<p>尼崎市は、<u>尼崎市消防団運営交付金の交付手続において、消防団内部の副団長の領収書だけでなく、購入した備品の請求書、見積書及び領収書等の添付を求めるべきである。（結果）</u></p> <p>領収書に加えて、D地区消防団が映像設備等購入のために外部に金員を支出した際の請求書、見積書及び領収書等の添付を求めるべきである。</p>
5 措置内容要旨	<p>物品購入に係る外部支出の領収書は、地区の支出伺いに添付されていたが、当該領収書の複写を各分団からの明細に添付することで、最終的な支出までの経緯が分かるように措置した。</p>

※ 「令和3年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P163

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	消防局（企画管理課）
2 監査結果報告日	令和4年2月24日
3 措置通知日	令和5年1月6日
4 監査結果の内容	<p>特定の地区において、<u>交付対象となる費用として「消防団員幹部教育指揮幹部科現場指揮課程入校激励金」なるものが存在するが、いわゆる餞別を公金で支出することは適切でない</u>ので、<u>今後このような支出をすべきではない。</u>（結果）</p> <p>地方公務員に対する餞別を公金で支出することは、明らかに不適切であるので、かかる運用は廃止する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>激励として慣例で行っていたものであるが、新たに策定した運営交付金取扱要領において支出すべきでない旨を記載し、以降は支出しないよう周知徹底を図った。</p>

※ 「令和3年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P163

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	経済環境局（地方卸売市場）
2 監査結果報告日	令和3年2月22日
3 措置通知日	令和5年1月6日
4 監査結果の内容	<p><u>地方卸売市場運営委託金額を、特命随意契約受託者からの見積額により決定しているが、市が算定した財産管理コストを加味して決定すべきである。（結果）</u></p> <p>特命随意契約による施設運営に関する契約金額は、透明性の確保及び財産管理コストの適正化の観点から、受託者の見積額のみならず、市が設計・積算可能な役務部分は、市が算出した財産管理コストを加味して決定する必要がある。</p> <p>地方卸売市場運営の受託者でないと実施できない特殊な役務部分については、先方の見積書による金額を利用し、他の通常の施設管理・運営に関する役務部分については市にて設計積算し、適正な財産管理コストであることが説明できるような契約金額の決定方法を採用する必要がある。</p>
5 措置内容要旨	<p>当業務委託については、受託者（市場運営協議会）の見積額のみで金額を決定するのではなく、通常の施設管理・運営に関する役務部分については、開設者（市）側で別途見積を徴収し、また特殊な役務部分についても、項目別に見積を徴収する等可能な限り見積を徴収し、金額の適正について確認を行い、業務委託を実施している。</p>

※ 「令和2年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P172

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	こども青少年局（保育管理課、こども入所支援担当） 教育委員会事務局（就学前教育課、職員課）
2 監査結果報告日	令和2年2月21日
3 措置通知日	令和5年1月6日
4 監査結果の内容	<p><u>教育委員会事務局およびこども青少年局における共通もしくは類似する事務については、組織を統合することにより事務執行の効率化を図るべきである。（結果）</u></p> <p>国での所管見直しの流れを受けて、他都市のように、組織を一体化し、利用者目線の効率的な運営を図るべきである。現状、認定事務、給付事務および利用調整を市で行っているが、組織の一体化により当該事務を民間委託するとともに、窓口一本化による運営の効率化・市民サービスの向上を図ることも可能と考える。</p> <p>また、新制度に移行している園情報を管理するシステム（コアシステム）と新制度に移行していない園等の情報を管理するシステム（ヒツジシステム）の統合を図り、運用コストの低減を図る余地があると考え。限られた人的・金銭的資源の中で、効率的な事務執行を図るため、近隣都市等の教育認定・保育認定を執行する組織形態を参考とし、組織を統合するもしくは事務を移管することによるメリット・デメリットを明らかとし、今後の対応を検討すべきである。</p>
5 措置内容要旨	<p>こども青少年局及び教育委員会事務局のそれぞれが所管する認定・給付に関する事務については、事務の効率化を図るため、令和4年7月1日から事務を所管する担当窓口を一本化した。書類提出や問い合わせ先等の窓口が関連事務毎にまとめられたため、施設や市民への負担軽減に寄与できたと考えている。今後も継続してシステムの統合を含めた事務の効率化や市民サービスの向上について今後も継続的に取り組む。</p>

※ 「令和元年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P80



## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（公園維持課）
2 監査結果報告日	平成23年2月21日
3 措置通知日	令和5年1月6日
4 監査結果の内容 <u>賃借権の登記について（結果）</u>	<p>平成元年3月10日付け覚書で、地主は市が賃借権の譲渡を受けた上で中央公園として整備することを承諾している。また、平成元年4月1日土地賃貸借契約では「市が賃借権の設定登記を申請するときは、（地主は）同意する」（第8条）とある。しかし、未だ賃借権の登記がされていない。登記可能な当該賃借権は公有財産であり（法第238条第1項第4号）、取得の手續きに瑕疵がある（規則第16条、運用2-2(1)）。</p>
5 措置内容要旨	<p>平成元年4月1日締結の土地賃貸借契約書における「賃借権の設定登記を申請するときは同意する」との記載は、現時点の土地賃貸借契約書にはないことから、賃借権が未登記であることは、手續上の瑕疵に当たるとは考えていない。</p> <p>当初は用地取得に向け交渉していたが、土地所有者の当面売却はしないという意向により早期取得を断念し止む無く賃借したものである。その後、用地取得などの協議を継続させながら、人工地盤等の整備工事を行い、その工事を概ね完了していた。そのため、契約更改に当たり、当該土地は用地取得することが主目的であること、また、供用開始する公園と道路があり、都市公園法及び道路法により私権の制限がかかることから賃借権を設定する必要がなくなったため賃借権設定登記の記載を削除した。</p>

※ 「平成22年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 272